4　ワイヤロープ及びチェーン	ワイヤロープ等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第40条及び第41条の規定に適合していること。
5　雑則	表示銘板について、組立図等により確認する。	構造規格第42条の規定に適合していること。
備考	構造規格第43条の規定による適用除外の認定を受けたエレベーターについては、適用しないこととされた規定に関する審査の実施に代えて、適用除外の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。	

別表第７　令第12条第１項第７号に定める建設用リフトの設計審査の方法

審査項目		審　査　の　方　法	判　定　基　準
1　構造部分	1.1　材料	⑴　使用する材料名を、組立図等により確認する。 ⑵　強度計算に使用する定数を、強度計算の基準等により確認する。	建設用リフト構造規格（昭和37年労働省告示第58号。以下この表において「構造規格」という。）第１条から第３条までの規定に適合していること。
	1.2　許容応力	強度計算に使用する許容応力を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第４条から第９条までの規定に適合していること。
	1.3　荷重	強度計算に使用する荷重を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第10条から第12条までの規定に適合していること。
	1.4　強度計算等	⑴　強度計算時の荷重の組合せによる応力と許容応力の関係を、強度計算の基準等により確認する。 ⑵　各強度計算の結果を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第13条及び第14条の規定に適合していること。
	1.5　昇降路塔等	昇降路塔等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第15条から第22条までの規定に適合していること。
	1.6　加工	溶接、穴あけ、緩み止め等について、組立図等により確認する。	構造規格第23条から第27条までの規定に適合していること。
2　機械部分	2.1　ウインチ等	ウインチ等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第28条から第30条までの規定に適合していること。
	2.2　ドラム等	ドラム等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第31条から第33条までの規定に適合していること。
	2.3　回転部分等	回転部分等について、組立図等により確認する。	構造規格第34条及び第35条の規定に適合していること。
3　ワイヤロープ		ワイヤロープの仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第36条の規定に適合していること。
4　運転室及び運転台		運転室及び運転台の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第37条及び第38条の規定に適合していること。
5　雑則		表示銘板について、組立図等により確認する。	構造規格第39条の規定に適合していること。
備考		構造規格第40条の規定による適用の除外の認定を受けた建設用リフトについては、適用しないこととされた規定に関する審査の実施に代えて、適用の除外の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。	

別表第８　令第12条第１項第８号に定めるゴンドラの設計審査の方法

審査項目		審　査　の　方　法	判　定　基　準
1　構造部分等	1.1　材料	⑴　使用する材料名を、組立図等により確認する。 ⑵　強度計算に使用する定数を、強度計算の基準等により確認する。	ゴンドラ構造規格（平成６年労働省告示第26号。以下この表において「構造規格」という。）第１条及び第２条の規定に適合していること。
	1.2　許容応力	強度計算に使用する許容応力を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第３条から第７条までの規定に適合していること。
	1.3　荷重	強度計算に使用する荷重を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第８条から第13条までの規定に適合していること。
	1.4　強度	⑴　強度計算時の荷重の組合せによる応力と許容応力の関係を、強度計算の基準等により確認する。 ⑵　各強度計算の結果を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第14条から第16条までの規定に適合していること。
	1.5　安定度	安定度の計算結果を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第17条の規定に適合していること。
	1.6　作業床等	作業床等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第18条から第20条までの規定に適合していること。
2　機械部分	2.1　ブレーキ	ブレーキの仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第21条及び第22条の規定に適合していること。
	2.2　ドラム等	ドラム等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第23条から第26条までの規定に適合していること。
	2.3　安全装置等	安全装置等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第27条から第32条までの規定に適合していること。
	2.4　電気機器等	電気機器等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第33条から第36条までの規定に適合していること。
3　加工		溶接、穴あけ、緩み止め等について、組立図等により確認する。	構造規格第37条から第39条までの規定に適合していること。
4　ワイヤロープ等		ワイヤロープ等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第40条から第43条までの規定に適合していること。
5　雑則		表示銘板について、組立図等により確認する。	構造規格第44条の規定に適合していること。
備考		構造規格第45条の規定による適用除外の認定を受けたゴンドラについては、適用しないこととされた規定に関する審査の実施に代えて、適用除外の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。	